

令和8年度(2026年度)利用者負担額(保育料等)の決定について

◆利用者負担額(保育料等)の算定について

利用者負担額は、両親の市民税所得割額の合計により決定します。(児童やその保護者を、他親族が税や健康保険の扶養としていた場合、もしくは実質的な家計の主宰者である場合は、その親族分の税額を合算して算定を行います。)

| | 4月分～8月分 | 9月分～3月分 |
|------|--|--|
| 算定根拠 | 令和7年度(2025年度)市民税所得割額 (2024年1月～12月の所得にかかるもの) | 令和8年度(2026年度)市民税所得割額 (2025年1月～12月の所得にかかるもの) |

※利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額は、調整控除を除く税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を考慮しません。

※上記の利用者負担額他に、施設によっては教材費や給食費・通園バス代等の実費徴収や上乗せ徴収がある場合があります。各施設にお問い合わせください。

※利用者負担額を滞納した場合は、児童手当からの徴収や差し押さえなどの滞納処分の対象となります。お支払が困難な場合は幼児保育課へ御相談ください。

令和8年度(2026年度)
口座振替日
(つくば市徴収の場合)

| 月 | 振替日 | 月 | 振替日 | 月 | 振替日 |
|-----|-----|------|------|------|------|
| 4月分 | 5/7 | 8月分 | 9/2 | 12月分 | 1/7 |
| 5月分 | 6/2 | 9月分 | 10/2 | 1月分 | 2/2 |
| 6月分 | 7/2 | 10月分 | 11/2 | 2月分 | 3/2 |
| 7月分 | 8/3 | 11月分 | 12/2 | 3月分 | 3/30 |

※認定こども園、小規模保育事業は、施設で直接徴収するため、支払日は施設によって異なります。

◆多子世帯への軽減について

保育所等を利用する場合の利用者負担額(保育料等)は、最年長の児童から順にきょうだい数に応じて2人目は半額、3人目以降は無料となります。

◆ひとり親世帯等への軽減について

「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかの世帯のうち、市民税所得割額が77,101円未満の世帯を指します。世帯の状況の変化に伴い、該当することになった場合は、必要書類を幼児保育課へ御提出ください。利用者負担額の軽減を受けられる場合があります。

| 世帯の状況 | 必要書類 |
|---------------------|--|
| ひとり親世帯 | 1、2両方を提出 1 代表保護者および児童の戸籍謄本(もしくは離婚届の受理証明書) 2 入所に関する確認票(窓口にてご用意しております) |
| 世帯員のいずれかが障害者手帳を持つ世帯 | 以下のいずれか1つを提出 1 世帯員の障害者手帳(療育手帳を含む)の写し 2 特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給者証の写し |

※利用者負担額再算定は、**現年度内**に限りますので、お早めにお手続きください。

※離婚前提で別居している場合、離婚調停など法的な手続きをしている場合は、お子さまと同居している方のみで利用者負担額を算定できる場合があります。お申し出ください。

【問合せ先】つくば市 幼児保育課 入所入園係
TEL 029-883-1111 (内線 1623)